

「下請負契約における県内企業の活用」を評価の対象とする総合評価方式の Q & A

Q1 評価基準における県内企業とは、県内に本社・本店を置く建設業者ですか

A1 評価基準における県内企業とは、建設業法施行規則第 19 条の3第1項第2号に規定する主たる営業所が県内にある企業のことをいいます

《参考》建設業法施行規則

(経営状況分析申請書の記載事項及び様式)

第十九条の三 法第二十七条の二十四第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 商号又は名称

二 主たる営業所の所在地

Q2 入札時に県内企業を活用する旨の申請をし、契約後、当初設計で計上されていない工種が必要となり、県外企業と下請負契約を締結しました

この場合、工事成績評定点の3点減点の対象となりますか

A2 受注者の責に帰すべき事由によらない場合は、減点となりません

Q3 「下請負契約における県内企業の活用」の下請負契約とは一次下請けのみを対象としているのか

A3 本試行工事における下請負契約は、元請が直接契約する一次下請負契約に限らず、二次以下を含む全ての下請負契約を対象とします

Q4 県外企業との下請負契約が施工体制台帳等に記載されていないことが、検査時に判明した場合、悪質であることから、3点の減点の措置では不足ではないか

A4 当面の間、現行の運用で対応願います。そのような事例が発生した場合は、建設技術企画課企画調整係に連絡願います

## 《参考》本試行の対象について

### ○本試行の対象となる業務(例)

- オペレーター付き施工機械の契約
- 直接の工事目的物でない仮設工(敷並べを含む工事用敷鉄板のリース)
- 据え付け作業を含む資材の輸送
- アスファルトカッターの施工

### ○本試行の対象とならない業務(例)

- 測量業務
- ボーリング調査
- 資材納入(コンクリート2次製品の製作)
- 警備業務(交通誘導員)
- 運搬業務(ダンプトラックによる残土搬出)
- 準備工としての除草、伐採
- 品質管理試験
- 作業員に危険を知らせるための警報装置の設置
- 現場事務所の整備

## ※建設業者のための建設業法(令和3年3月改訂版)北陸地方整備局建政部 抜粋

### 【施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲】

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」におけるすべての下請負人(無許可業者も含む。)になるため、一次下請だけでなく二次下請、三次下請以下も記載の対象になります。建設工事の請負契約に該当しない調査業務や資材納入、運搬業務等に係る下請負人については、建設業法では記載する必要はありませんが、発注者が仕様書等により記載を求めている場合は、記載が必要となります。

### 施工体制台帳等に記載すべき範囲の例(三次下請までの場合)

